に、「四・二六四」を「四・二七三」に、「三・八五三」を「三・八六一」に、「二・六三五」を「二・六四〇」に、「二・二五二」を「二・二五七」に、「一・八六三」を「一・八六七」に、「一・七六八」を「一・七七二」に、「一・七〇四」を「一・七〇七」に、「一・五六六」を「一・五六九」に、「一・四七〇」を「一・四七三」に、「一・四五〇」を「一・四五三」に、「一・三四四」を「一・三四七」に、「一・二九一」を「一・二九四」に改め、別表第二第九号の表以外の部分中「昭和二十七年四月二日」を「昭和二十八年四月二日」に改め、同表中「一四・五八二」を「一四・六一二」に、「一三・九一五」を「一三・九四三」に、「一三・五三五」を「一三・五六二」に、「一二・六一五」を「一二・六四〇」に、「一〇・六八九」を「一〇・七一〇」に、「九・四九一」を「九・五一〇」に、「八・五四〇」を「八・五五七」に、「七・七四八」を「七・七六三」に、「七・三二三八」を「七・三三八」に、「六・四〇二」を「六・四一五」に、「六・〇九六」を「六・一〇八」に、「五・三五四」を「五・三六五」に、「四・二六四」を「四・二七三」に、「三・八五三」を「三・八六一」に、「二・六三五」を「二・六四〇」に、「二・二五二」を「二・二五七」に、「一・八六三」を「一・八六七」に、「一・七七二」を「一・七八二」に、「一・七〇四」を「一・七〇七」に、「一・五六六」を「一・五六九」に、「一・四七三」を「一・四七六」に、「一・四五三」を「一・四五六」に、「一・三四四」を「一・三四七」に、「一・二九一」を「一・二九四」に改める。

別表第三中「一・二二二」を「一・二三三」に、「一・二三一」を「一・二三三」に、「一・二五七」を「一・二六〇」に、「一・二六三」を「一・二六六」に、「一・二六九」を「一・二七二」に、「一・二八二」を「一・二九〇」に、「一・二九一」を「一・二九四」に改める。

昭和二十八年四月二日以後に生まれた者	一・二九四

（厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律施行令の一部改正）

第十条　厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律施行令（平成二十二年政令第百三十三号。附則第五条において「年金給付遅延加算金支給法施行令」という。）の一部を次のように改正する。

附則別表第七号中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則別表に次の一号を加える。

八　令和二年度	
昭和十五年度	七八四・六四五
昭和十六年度	六六〇・三一七
昭和十七年度	六四五・四四九
昭和十八年度	六一八・二〇四
昭和十九年度	五七七・六九五
昭和二十年度	五〇八・八六三
昭和二十一年度	四四九・四〇九
昭和二十二年度	四七・四八八
昭和二十三年度	二〇・六四七
昭和二十四年度	一〇・八四八
昭和二十五年度	七・九七六
昭和二十六年度	七・九七六
昭和二十七年度	六・七一一
昭和二十八年度	六・三四四
昭和二十九年度	五・八九六
昭和三十年度	五・四七五
昭和三十一年度	五・四七五
昭和三十二年度	五・四五六
昭和三十三年度	五・二六一
昭和三十四年度	五・二六一
昭和三十五年度	五・一九九
昭和三十六年度	四・九八四
昭和三十七年度	四・六八三
昭和三十八年度	四・三二一
昭和三十九年度	三・九四五
昭和四十年度	三・七六〇
昭和四十一年度	三・四六五
昭和四十二年度	三・二四八
昭和四十三年度	三・〇八五
昭和四十四年度	二・八七九
昭和四十五年度	二・六八七
昭和四十六年度	二・四二四
昭和四十七年度	二・二二一
昭和四十八年度	二・〇七〇
昭和四十九年度	一・七四九
昭和五十年度	一・二三一